

報 第1号

広島県教育委員会規則の一部改正について

このことについて、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年4月27日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和4年4月19日までに、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成24年広島県教育委員会規則第2号）の一部の改正を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 臨時代理年月日

令和4年4月8日

4 施行期日

令和4年4月18日から施行し、改正後の規則は、令和4年4月1日から適用する。

5 根拠規定

教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

広島県教育委員会規則第八号

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月十八日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第十条関係）		別表第三（第十条関係）	
級地区分	学 校 等 名	級地区分	学 校 等 名
一級	三原市立大和小学校 〃 鷺浦小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 〃 高野小学校 〃 栗田小学校 安芸高田市立川根小学校 〃 高宮小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校 〃 〃 戸河内小学校 〃 北広島町立豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 〃 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 〃 北広島町豊平学校給食センター 世羅郡世羅町せらにし学校給食	一級	三原市立大和小学校 〃 鷺浦小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 〃 高野小学校 安芸高田市立川根小学校 〃 高宮小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校 〃 〃 戸河内小学校 〃 北広島町立豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 〃 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 〃 北広島町豊平学校給食センター 世羅郡世羅町せらにし学校給食

	センター 神石郡神石高原町豊松学校給食 共同調理場		センター 神石郡神石高原町豊松学校給食 共同調理場
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後のくき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。